

日本ウマ科学会編集委員会規程

[制 定 1990年3月31日]

[最終改正 2017年6月22日]

(目的)

第1条 この規程は、日本ウマ科学会会則施行規程第6条第2項の規定に基づき、編集委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長1名並びに次に定める雑誌毎におく雑誌編集委員長及び雑誌編集委員（以下「委員」という。）で構成し、当該雑誌に係る原稿の収集、掲載論文の審査及び編集その他必要な事務を行う。

(1) Journal of Equine Science（日本ウマ科学会誌）編集委員会

雑誌編集委員長 1名

委員 50名以内

(2) 和文誌（ヒポファイル）編集委員会

雑誌編集委員長 1名

委員 20名以内

2. 委員長は、編集担当常任理事が、これにあたる。
3. 雑誌編集委員長及び委員は、委員長の提案に基づき、常任理事会の承認を経て、会長が委嘱する。第1項の範囲内での委員の追加及び欠員となった委員の補充についても同様とする。
4. 雑誌編集委員長又は委員は、他の雑誌の雑誌編集委員長又は委員を兼任することができる。
5. 委員長は、委員の中から主幹委員を選任することができる。
6. 雑誌編集委員長及び主幹委員は、委員長の求めに応じて、雑誌編集の重要事項に関する協議を行う。

(任期)

第3条 雑誌編集委員長及び委員の任期は2年とし、役員の任期と一致する。ただし、再任を妨げない。

2. 追加又は補充された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。
3. 雑誌編集委員長及び委員は、任期満了後も、次期委員会が構成されるまでは、その職務を行う。

(査読者の指名)

第4条 投稿論文は、別に規定する投稿規程に照らして、雑誌編集委員長及び雑誌編集委員長の指名した委員（以下「担当委員」という。）の協議により、審査に付するこ

との可否を決定し、審査に付す場合には複数の査読者（著者に対しては匿名）を指名して査読を依頼する。

（論文の審査）

第5条 投稿論文の採否については、査読者の査読結果を尊重したうえで、担当委員と雑誌編集委員長の協議により決定する。

（英文の校閲）

第6条 投稿論文は、雑誌編集委員長の判断により、審査前あるいは後の英文校閲に付すことができる。

（論文採否の通知と掲載）

第7条 論文の採否が決定した場合には、直ちに著者に通知し、採択された論文は遅滞なく掲載する。

（原稿料）

第8条 委員長からの要請により投稿された論文については、その著者に対して原稿料を支払うことがある。

2. 原稿料の金額、支払い方法その他の必要な事項については、常任理事会の承認を経て別途定める。

（改正）

第9条 この規程の改正は、委員会の提案に基づいて、常任理事会の承認を経て行う。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、編集に関して必要な具体的事項は別に定める。

附則

この規程は、1990年3月31日から施行する。

この規程は、1993年11月10日から施行する。

この規程は、1995年6月28日から施行する。

この規程は、2009年8月10日から施行する。

この規程は、2012年12月3日から施行する。

この規程は、2017年6月22日から施行する。